

博物館登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月25日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

新潟県教育委員会規則第1号

博物館登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則

博物館登録等の手続に関する規則（昭和27年新潟県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(登録の申請) 第1条 博物館法（以下「法」という。）第10条の規定により登録を受けようとする者は、地方公共団体にあっては別記第1号様式、 <u>一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人</u> にあっては別記第2号様式による登録申請書を新潟県教育委員会に提出しなければならない。	(登録の申請) 第1条 博物館法（以下「法」という。）第10条の規定により登録を受けようとする者は、地方公共団体にあっては別記第1号様式、 <u>民法第34条の法人若しくは宗教法人</u> にあっては別記第2号様式による登録申請書を新潟県教育委員会に提出しなければならない。
第2号様式 博物館登録申請書 (略) (1) <u>法人の定款の写</u> 又は宗教法人の規則の写 (略)	第2号様式 博物館登録申請書 (略) (1) <u>法人の定款若しくは寄附行為の写</u> 又は宗教法人の規則の写 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。